

長野吉田バスケットボールクラブ規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、長野吉田バスケットボールクラブ(略称 吉田クラブ)と呼び事務所を長野市上千歳町1155番地 オシダスポーツ店内におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり併せてアマチュアスポーツ精神の高揚と体位の向上をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、上記の目的を果たすため次の事業を行なう。

1. 県内外の競技会への参加
2. 地域社会のバスケットボール競技の普及、発展を目的とした競技会の開催
3. バスケットボール競技に関する研究奨励等
4. 現役チーム強化のため全面的な援助
5. その他クラブの目的を果たすのに役立つ事柄

(組織)

第4条 本会は、長野吉田高等学校バスケットボール部に在籍した者、又は本会の目的に賛同した者をもって組織する。

本会会員相互の連絡を円滑にするため、本会に支部をおくことができる。

(任務及び義務)

第5条 本会会員は本会の定めたる規約を遵守し、本会の目的、事業達成のための任務及び義務を遂行するものとする。

(加入・脱退・除名)

第6条 長野吉田高等学校バスケットボール部に在籍した新期卒業生は自動的に加入するものとする。

なお本会の目的に賛同し加入しようとする者は、あらかじめ会長に届出をし役員会の承認を得るものとする。

本会を脱退しようとする者は、あらかじめ会長に届出をし役員会の承認を得るものとする。

本会の目的に反し会員として不適当であると認められた者は、役員会の決議により除名することができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- 平成3年1月 ★長野県クラブ選手権大会 優勝
1月 ★全国クラブ選手権大会信越予選会 新潟県代表に1点差で惜敗
吉田クラブ 73-74 新潟工業クラブ
4月 ★国体選手選考会で第3位
6月 ☆第45回長野県高校選手権大会 決勝で佐久高校を敗り優勝
8月 ☆全国高校総合体育大会出場 (浜松市)
第1回戦 吉田高校 59-72 甲南高校 (兵庫)
9月 ★長野県一般男女子大会 第3位
10月 ☆全国高校選抜優勝大会長野県予選会 第2位
11月 ★長野県総合選手権大会 第3位
12月 ☆長野県高校新人大会 決勝で東海大三高に敗れ第2位
平成4年1月 ★長野県クラブ選手権大会 優勝
1月 ★全国クラブ選手権大会信越予選会 新潟代表に敗れる
吉田クラブ 39-71 白山クラブ
5月 ★国体選手選考会 第2位
6月 ☆第46回長野県高校選手権大会 決勝で東海大三高に敗れ第2位
10月 ☆全国高校選抜優勝大会大会長野県予選会 第2位
12月 ☆長野県高校新人大会 第3位
平成5年4月 ★国体選手選考会 優勝
6月 ☆第47回長野県高校選手権大会 第3位
12月 ☆長野県高校新人大会 第3位
平成6年10月 ☆全国選抜優勝大会長野県予選会 第3位
12月 ☆長野県高校新人大会 第3位
平成7年12月 ☆長野県高校新人大会 第3位
平成8年1月 ★長野県クラブ選手権大会 優勝
3月 ★全国クラブ選手権大会出場 (松江市)
吉田クラブ 48-78 徳島クラブ (徳島)
10月 ☆全国高校選抜優勝大会長野県予選会 第3位
12月 ☆長野県高校新人大会 決勝で東海大三高に敗れ第2位
平成9年1月 ★長野県クラブ選手権大会 第2位
6月 ☆第51回長野県高校選手権大会 第3位
10月 ☆全国高校選抜優勝大会長野県予選会 第3位
12月 ☆長野県高校新人大会 決勝で佐久長聖高校を敗り7年ぶり優勝
平成10年6月 ☆第52回長野県高校選手権大会 決勝で東海大三高に敗れ第2位
8月 ★『クラブ創立50周年記念誌』発行

会 長	1 名
副 会 長	若干名
幹 事 長	1 名
副幹事長	若干名
幹 事	若干名

(役員を選出)

第8条 会長及び副会長は、幹事会の推薦により就任する。
幹事長及び副幹事長は、幹事会において互選する。
幹事は、総会において会員中より選出する。

(役員の仕事)

第9条 本会役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
(うち一名は会計を担当する)
3. 幹事長は、役員会の決するところに従い会務を執行する。
4. 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長事故あるときはその職務を代行する。
5. 幹事は、幹事長を補佐し会務を執行する。

(役員の仕事)

第10条 本会役員の仕事は1年とする。ただし再選をさまたげない。
役員中に欠員を生じたときは、役員会において協議決定する。
ただし補充役員の仕事は前任者の残存期間とする。

(会計監事)

第11条 本会に会計監事2名をおく。
会計監事は総会において会員中より選出し会計を監査する。
ただし仕事は1年とする。

(顧問・参加)

第12条 本会に顧問・参加をおくことができる。
顧問・参加は役員会の推薦により会長が委嘱する。

(総 会)

第13条 通常総会は、毎年1回開催するものとする。
臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催するものとする。
総会の議長は会長がこれにあたる。
総会の決議は出席会員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(役員会)

第14条 役員会は、会長が必要と認めるときいつでも開催するものとする。
役員会の議長は幹事長がこれにあたる。

(経 費)

第15条 本会の経費は、会費・事業収入・補助金・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第16条 本会の会員は規約細則に決められた会費を納めなければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(その他)

第18条 本会の規約施行に関する細則は別にこれを定める。

(細 則)

1. この規約は、昭和47年7月13日より施行する。
会費は年3,000円とする。
2. 昭和56年8月14日一部改正。
会費を年8,000円と5,000円にする。
3. 平成6年8月14日一部改正。
副会長・副幹事長を若干名とする。